

再生可能エネルギー発電設備設置工事着手届出書

令和6年7月15日

（あて先）掛川市長

住所 掛川市掛川1番地の1

①→届出者 氏名 株式会社掛川再エネ開発
代表取締役 掛川 花子

電話番号 0537-22-XXXX

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事業に係る工事に着手するので、掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設備の名称	掛川再エネ開発1号発電所
事業区域	掛川市三俣100番地、101番地←②
事業区域の面積	1,234㎡←③
再生可能エネルギー源の種別	太陽光←④
定格出力	123.45kW←⑤
関係法令手続進捗状況	農地法：一時転用許可取得済み←⑥
設備設置工事開始予定日	令和6年8月1日←⑦
設備設置工事完了予定日	令和6年11月30日
設備設置工事の施工者	・有限会社掛川土木(土地造成工事) ・太陽工事株式会社(再生可能エネルギー発電設備の設置工事) ←⑧

本届出書には以下の書類を添付すること。

- ・再生可能エネルギー発電事業実施同意通知書（様式第1号）
- ・関係法令（条例を含む）の手続き状況が分かる書類←⑨
- ・連絡票

留意事項

①協議の申出は、発電事業者が行うこと。

発電事業者が法人である場合は、主たる事務所の所在地及び代表者の職氏名を記載すること。

②事業区域となる地番を全て記載すること。本欄に収まらない場合は別紙に記載した上で、本欄には代表地番及び「ほか●筆」と記載すること。

③原則として、事業区域となる土地の面積の総和を記載すること。ただし、柵塀で囲われている等の理由により事業区域が明確である場合には、当該区域の面積を記載することも可。

④発電設備の原動力（太陽光・風力・バイオマス・水力・地熱のいずれか）を記載すること。

⑤再生可能エネルギー発電設備の定格出力を、小数第2位まで記載すること。

複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、定格出力の総和を記載すること。

PCSの出力や、一般送配電事業者との接続契約容量を記載しないよう注意すること。

⑥関係法令ごとに、手続きの進捗状況について記載すること。

（⑨において書類の添付を省略する法令についても、本欄には記載すること）

⑦本届出書の提出日から14日以内の日付を記載することはできないので、注意すること。

⑧設備設置工事を施工する者について記載すること。

複数の施工者による場合は、全ての者を記載した上で、それぞれの役割を記載すること。

⑨関係法令ごとに、許認可取得済みの場合には、許認可通知を添付すること。

許認可未取得の場合には、現在の手続き状況及び許認可取得見込について記載した書面（様式任意）を提出すること。

また、関係法令に基づく届出についても、同様に対応すること。

ただし、「再生可能エネルギー発電事業実施協議申出書（様式第2号）」の添付書類として、許認可通知を提出済みの法令については、本届出書への添付を省略することも可。